

千曲市ホームページ広告掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、要綱第2条に掲げる市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は静止画像とし、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）が指定するウェブページにリンクする機能を有するもの（以下「バナー広告」という。）とする。

(広告の範囲)

第3条 広告及び広告からリンクするホームページ（以下「リンク先」という。）は、行政の広告媒体としての公共性、公益性、社会的信頼性及び品位を保つものとし、要綱第3条の規定を適用する。

(禁止表現)

第4条 次の各号のいずれかに該当する表現が含まれる広告については、掲載を認めない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをし、または閲覧者に誤解を与えるおそれのあるもの（「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど）
- (2) 実際には機能しないもの（入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど）
- (3) 閲覧者が市に関する情報と錯誤するおそれのあるもの（「千曲市〇〇情報」等の表現、千曲市章の画像の使用など）
- (4) その他広告の表現として適当でないと市が認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格等は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦180ピクセル×横360ピクセルとする。ただし、市ホームページ利用者のOS・ブラウザに応じて縦60ピクセル×横120ピクセルまで縮小して表示することがある。
- (2) 画像形式は、GIF（アニメーション不可、透過GIF不可）またはJPEGとする。
- (3) 画像の点滅、画面の切り替わりなど動きのあるものは使用しない。
- (4) JIS規格「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮する。
- (5) バナー広告の原稿案及び広告のリンク先は、電子媒体等により提出する。
- (6) 前各号と異なる規格等については、別途定めるものとする。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載する位置及び枠数は、別途市が指定する。

2 広告を掲載する場合は、広告欄であることを明示するため、「広告」と表示するものとする。

(広告の掲載期間等)

第7条 広告を掲載する期間は、1月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、別途市が定める。

3 広告掲載期間内に、千曲市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。

ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載の申込み等)

第8条 広告主は、要綱施行基準第3条の規定により広告の掲載申込みをする場合には、同条の規定にかかわらず、千曲市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告案を添えて、市が指定する期日までに提出しなければならない。

2 広告主が広告掲載を申込み場合は、市が広告枠の契約を締結している事業者(以下「契約事業者」という。)と広告主とが、内容、掲載時期、掲載データの作成、掲載料の支払等、当該広告の掲載に係る一切の手続を行うものとする。

(広告掲載の取下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取下げるときは、広告主は千曲市ホームページ広告掲載取下申請書(様式第2号)により申請しなければならない。

(広告の変更)

第10条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容またはリンク先を月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容またはリンク先を変更しようとする場合は、あらかじめ市と協議するものとし、千曲市ホームページ広告掲載内容等変更申請書(様式第3号)を変更の1週間前までに提出しなければならない。

3 市ホームページのリニューアル等に伴い、第5条各号の規格等がやむを得ず変更となる場合、変更後の規格、掲載方法等について、市は契約事業者と協議するものとする。

(広告掲載の審査)

第11条 申込みがあった広告主及び広告内容を要綱第6条の規定による広告掲載審査委員会で審査し、広告掲載の可否を決定する。

(疑義等の決定)

第12条 この基準に疑義があるとき、又はこの基準に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年2月10日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

千曲市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

千曲市長 様

申込者 住 所
名 称
代表者名 印
電話番号
F A X 番号
電子メール
担当者名

市ホームページに広告を掲載したいので、千曲市ホームページ広告掲載基準第9条の規定に基づき、広告の原稿を添えて下記のとおり申込みます。

業 種	
掲載希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで(1箇月単位)
リンク先URL	
広告内容 (別紙添付可)	
添付書類	
そ の 他	①申込みにあたっては、千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱の規定を遵守します。 ②広告の内容に著作権及び肖像権の侵害がないことを確認します。 ③市税の滞納はありません。申込みにあたり、私（当社）の納税状況調査に同意します。

様式第2号（第9条関係）

千曲市ホームページ広告掲載取下申請書

年 月 日

千曲市長 様

申込者 住 所
名 称
代表者名 印
電話番号
F A X 番号
電子メール
担当者名

市ホームページへの広告掲載を取下げしたいので、申請します。

掲載希望期間	年 月 日～ 年 月 日まで（ <u> 箇月間</u> ）
取下げ期間	年 月 日～ 年 月 日まで
取下げ理由	
備 考	

様式第3号（第10条関係）

千曲市ホームページ広告掲載内容等変更申請書

年 月 日

千曲市長 様

申込者 住 所
名 称
代表者名 印
電話番号
FAX番号
電子メール
担当者名

市ホームページに掲載する広告の内容等を変更したいので、下記のとおり申請
します。

掲載希望期間	年 月 日～ 年 月 日まで（ <u> 箇月間</u> ）
変更希望月	年 月 日～ 年 月 日まで
変更内容	
添付書類	